誓　　約　　書

１　温泉法（昭和２３年法律第１２５号。以下法という。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者ではありません。

２　法第３１条第１項（第３号及び第４号に係る部分に限る。）の規定により温泉の利用の許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者ではありません。

３　（法人のみ）役員のうちに前２号のいずれかに該当する者はありません。

 令和　　年　　月　　日

 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）